

規制改革実施計画

令和5年6月16日

目次

I	共通的事項	1
1.	本計画の目的	1
2.	本計画の基本的性格	1
3.	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4.	規制改革・行政改革ホットライン	2
5.	計画のフォローアップ	2
II	実施事項	3
1.	デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し	3
(1)	7項目のアナログ規制等の見直し	3
2.	国家戦略特区における取組	4
3.	個別分野の取組	4
	<スタートアップ・イノベーション分野>	4
(1)	スタートアップを促進する規制・制度見直し	4
(2)	イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し	8
(3)	AI活用を推進する規制改革	11
(4)	女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進	11
(5)	自動車整備士人材の多様化に向けた改革	12
(6)	企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備	13
(7)	生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化	14
(8)	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通	14
(9)	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	16
(10)	労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現	17
(11)	金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方	17
(12)	Society 5.0の実現に向けた電波制度改革	18
(13)	放送に関する制度の見直し	18
(14)	デジタル時代における著作権制度の在り方	20
(15)	高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進	23
(16)	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化*	24
(17)	ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定*	24
(18)	Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大*	24
(19)	LPSの事業内容の拡大*	25
(20)	外国人エンジニアの就労円滑化*	25

(21) 一般送配電網以外における高速PLCの使用範囲の拡大*	25
(22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設*	26
<グリーン分野>	27
(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し	27
(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等	32
(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し	33
(4) 電力システムに係る見直し	34
(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し	40
(6) その他	41
<人への投資分野>	46
(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進	46
(2) 労働時間制度の見直し	47
(3) 副業・兼業の活用促進	47
(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し	48
(5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化	48
(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し	48
(7) 多様な正社員（限定正社員）の活用促進	49
(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」	50
(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革	53
(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し	58
(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援	58
(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*	59
(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	60
(14) 企業主導型保育事業の規制改革*	60
(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*	60
(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育）*	60
<医療・介護・感染症対策分野>	62
(1) デジタルヘルスの推進①ーデータの利活用基盤の整備ー	62
(2) デジタルヘルスの推進②ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー	73
(3) 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等	81
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化	85
(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*	93
(6) 救急救命処置の範囲の拡大*	93
(7) 救急救命処置の先行的な実証*	93
(8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化*	94
(9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い*	94
(10) 外国人の医療アクセスの改善*	94

(11) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化*	94
(12) 障害者支援のための規制改革の推進*	95
(13) ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例*	95
<地域産業活性化分野>	96
(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	96
(2) 卸売市場の活性化に向けた取組	96
(3) 農協改革の着実な推進	97
(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施	98
(5) eMAFF 地図の積極活用	99
(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	99
(7) 畜舎に関する規制の見直し	99
(8) 適切な水産資源管理の推進	100
(9) 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）	101
(10) 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化	103
(11) 農地の適切な利用を促進するための施策*	103
<共通課題対策分野>	104
(1) 行政手続に関する見直し	104
(2) 司法手続に関する見直し	115
(3) 民間手続等に関する見直し	118

* …国家戦略特区での取組

規制改革実施計画

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日及び令和4年5月7日に答申が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和5年6月1日規制改革推進会議決定）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現のためには、規制・制度を不断に見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる「経済成長」を実現することが必要不可欠である。規制改革により、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、スタートアップが活躍できる環境整備や変化に対応した経済社会の変革を推進していく。

このため、本計画においては、「規制改革推進に関する答申」により示された規制改革事項に加え、デジタル臨時行政調査会、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース等における取組及び国家戦略特別区域等を活用した取組を一体的に取りまとめ、政府全体として強力に規制改革を推進していくこととしている。

また、個別分野として、「スタートアップ・イノベーション」、「グリーン」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」及び「共通課題対策」において重点的に規制改革を進めていく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和5年度末時点で整理し、公表する。

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制(目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制)及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置(令和6年6月まで目途)	内閣官房 内閣府 警察庁 公正取引委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院